

消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正の検討
の場を設けることを求める意見書

特定商取引法の平成28年改正では、附則においていわゆる5年後見直しが定められた。令和4年12月で同改正法の施行から5年が経過した。

令和6年版消費者白書によると、消費生活相談件数は90万9000件で、ここ15年ほど高止まりが続いており、特定商取引法の対象分野の相談は全体の55.4%に上る。訪問販売・電話勧誘販売の相談については、65歳以上の高齢者においては年齢が上がるほど相談割合が増加しており、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が45.4%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、インターネット通販に関する相談が世代全体で最多の29.9%となりトラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は20歳代において高い比率を占めているが、令和4年4月の成年年齢引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加も予想される。

一方で、このような状況にもかかわらず、国は特定商取引法改正を検討する場すら設けていない。

よって、国におかれては、これらの消費者被害に対処するため、特定商取引法の抜本的改正の検討の場を設けることを要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月5日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総		務	大	臣
財		務	大	臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）				

宛て

横浜市会議長

渋谷 健